

特定化学物質取扱量報告書（電子申請）

- 1 埼玉県HP「特定化学物質取扱量報告書（電子申請）」にアクセスしてください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/joreikagaku/hokoku-denshi.html>

特定化学物質取扱量報告書（電子申請）

電子申請について

「電子申請・届出サービス」を利用して、特定化学物質取扱量報告書等を提出することができます。

県所管の事業所

県所管の事業所が対象の電子申請です。「特定化学物質取扱量報告書（別ウインドウで開きます）」のリンクから申請画面を開いてください。

※市所管（さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市）の事業所が申請した場合、取下げの申請が必要となりますので、ご注意ください。

提出先	事業所が所在する市町村	電子申請・届出サービスへのリンク
人気環境課	さいたま市・川越市・川口市 所沢市・越谷市を除く県内の市町村	特定化学物質取扱量報告書（別ウインドウで開きます） （「埼玉県電子申請・届出サービス」が新しい画面で開きます） ※ パンフレット「電子届出のご案内」（PDF：1,709KB） （電子申請の手順をP8～P15に記載しています） 特定化学物質取扱量報告書別紙（電子申請用）（エクセル：56KB） ※ このファイルは「埼玉県電子申請・届出サービス」から報告を行う場合に必要となります。 ※ このファイルは「埼玉県電子申請・届出サービス」からもダウンロードできます。 ※ 言面の報告形式とは異なるため、言面での報告には使用できません。
		特定化学物質取扱量変更報告書（別ウインドウで開きます） （「埼玉県電子申請・届出サービス」が新しい画面で開きます） 特定化学物質取扱量報告書取下げ紙（別ウインドウで開きます） （「埼玉県電子申請・届出サービス」が新しい画面で開きます）

1 提出先を確認してください。

人気環境課

さいたま市・川越市・川口市
所沢市・越谷市を除く県内の市町村

特定化学物質取扱量報告書（別ウインドウで開きます）
 （「埼玉県電子申請・届出サービス」が新しい画面で開きます）
 ※ [パンフレット「電子届出のご案内」（PDF：1,709KB）](#)
 （電子申請の手順をP8～P15に記載しています）
[特定化学物質取扱量報告書別紙（電子申請用）（エクセル：56KB）](#)
 ※ このファイルは「埼玉県電子申請・届出サービス」から報告を行う場合に必要となります。
 ※ このファイルは「埼玉県電子申請・届出サービス」からもダウンロードできます。
 ※ 言面の報告形式とは異なるため、言面での報告には使用できません。

市所管の事業所

市所管の事業所の電子申請方法は、各市役所に直接お問合せください。

提出先	事業所が所在する市	電子申請・届出サービス等への
川越市役所	川越市	川越市電子申請・届出サービス
川口市役所	川口市	川口市電子申請・届出サービス
所沢市役所	所沢市	所沢市電子申請・届出サービス
越谷市役所	越谷市	越谷市電子申請・届出サービス
さいたま市役所※	さいたま市	さいたま市電子申請・届出サービス

- 2-1 報告書別紙（電子申請用）をダウンロードし、特定化学物質毎に取扱量等を記入してください。
- 2-2 電子申請・届出サービスへのリンクをクリックしてください。

2-1 報告書別紙

特定化学物質の区分	特定化学物質の名称	取扱量 (kg)	使用量 (kg)	貯蔵量 (kg)	取扱い量 (kg)
1 第一種特定化学物質	300 トルエン	500	500	0	0
2 第二種特定化学物質					
3 第三種特定化学物質					
4 その他の特定化学物質					

①プルダウンで物質の種別を選択します。

②番号を入力すると物質名が表示されます。

③取扱量及び内訳を有効数字2桁で入力します。
 ※該当がない項目は「0」と入力してください。

2 検査キーワードに「特定化学物質取扱量報告書」と入力して検索します。

彩の国 埼玉県
Saitama Prefecture

電子申請・届出サービス

ログイン
利用者登録

申請団体選択 | 申請書ダウンロード

手続き申込 | 申込内容照会 | 審査者名検証

いつでも、どこでも、手続きを行うことができます
手続き申込へ

手続き申込

手続き選択をする | メールアドレスの確認 | 内容を入力する | 申し込みをする

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード: 特定化学物質取扱量報告書
カテゴリ選択: []
利用者選択: 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き
絞り込みで検索する

分類別で探す | 五十音で探す

手続き一覧

2023年05月14日 17時02分 現在

並び替え: 受付開始日時降順 | 表示数変更: 20件ずつ表示

1

特定化学物質取扱量報告書
受付開始日時: 2023年4月1日0時00分
受付終了日時: 2023年7月1日0時00分

1

「特定化学物質取扱量報告書」で検索します。

「特定化学物質取扱量報告書」をクリックします。

3 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックします。

彩の国 埼玉県
Saltama Prefecture

電子申請・届出サービス

ログイン
利用者登録

申請団体選択 | 申請書ダウンロード

> 手続き申込 > 申込内容照会 > 審査者各検証

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	特定化学物質取扱量報告書
受付時期	2023年4月1日0時00分～ 2023年7月1日0時00分

[利用者登録せずに申し込む方はこちら >](#)

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、
または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。
忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン >

G Biz IDアカウントをお持ちの方

G Biz IDでログインを行う場合はこちらのボタンでログインしてください。

G Biz IDでログインする

利用者登録をせずに申し込むことも可能です。
次頁以降、利用者登録をしない場合について
説明します。

利用者登録をして申請することができます。
利用者登録をすると、以下の項目が自動で入力されるようになります。

- ・法人名
- ・代表者氏名
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号

複数の事業所の申請をする場合は、利用者登録をすると便利です。

4 手続き名・説明を確認し、必要な場合は「記入要領」及び「別紙」をダウンロードします。

手続き申込

 手続き選択をする

 メールアドレスの確認

 内容を入力する

 申し込みをする

手続き説明

この手続きは連絡が取れるメールアドレスの入力が必要です。
下記の内容を必ずお読みください。

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	特定化学物質取扱量報告書
説明	埼玉県生活環境保全条例第74条第2項の規定に基づく特定化学物質取扱量報告書です。 提出の際は、 前年度に使用した別紙ファイルではなく、ダウンロードファイル欄の別紙ファイル を御利用ください。 さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市に事業所が所在する場合は、この手続きからは申請できません。以下のリンク先で申請先の市を選択してください。 https://s-kantan.com/toppage-saitama-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action
受付時期	2023年2月14日0時00分～2023年4月1日0時00分
問い合わせ先	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
ダウンロードファイル1	特定化学物質取扱量報告書記入要領.pdf
ダウンロードファイル2	別紙.xlsx

「特定化学物質取扱量報告書」であることを確認してください。

必要な書類をダウンロードします。
・記入要領（各項目の記入方法）
・別紙（取扱量等を記入して届出に添付します。）

<利用規約>

埼玉県電子自治体推進会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約

1 目的

この規約は、埼玉県市町村電子申請共同システム（電子申請・届出サービス）（以下「本システム」といいます。）を利用して埼玉県及び埼玉県内の市町村（以下「構成団体」といいます。）に対し、インターネットを通じて申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

2 利用規約の同意

本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムの利用を認めます。本システムを利用した場合は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由によるこの規約に同意しないことによる

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

受付時期は 2023年2月14日0時00分～2023年4月1日0時00分 です。
「申込む」ボタンを押す時、上記の時間をすぎていると申込ができません。

← 一覧へ戻る

同意する →

5 連絡先メールアドレスを入力し、「完了する」ボタンをクリックします。

利用者ID入力

特定化学物質取扱量報告書

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。
入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「pref-saitama@saas-kantan.com」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

この手続きはPCのみに対応しています。

連絡先メールアドレスを入力してください 必須

連絡先メールアドレス（確認用）を入力してください 必須

メールアドレスを入力します。

< 説明へ戻る **完了する** >

入力したメールアドレスに、申請ページのアドレスが記載されたメールが送信されます。

メール送信完了

特定化学物質取扱量報告書

メールを送信しました。
受信したメールに記載されているURLにアクセスして、残りの情報を入力してください。
申込画面に進めるのはメールを送信してから24時間以内です。
この時間を過ぎた場合はメールアドレスの入力からやり直してください。

< 一覧へ戻る

入力したメールアドレスに送信されたメールに記載されたURLをクリックします。

件名:【連絡先アドレス確認メール】 送出人: pref-saitama@saas-kantan.com 日付: 2023年03月14日 17時09分37秒

埼玉県電子申請・届出サービス

手続き名:
特定化学物質取扱量報告書の申込画面へのURLをお知らせします。

◆パソコン、スマートフォン等から
https://www.saas-kantan.com/pref-saitama-yoffer/comp/letsSendMail_gotoOffer_action?completeSendMailForm_TemplateSec=19669&num=0&=1578781377018&user=yosh.hara.shi.nobu&40pref_sai_kanta_fg_ju&id=733e020e7123c917e0891c7d4c7038

上記のURLにアクセスして申込を行ってください。

